

森林整備業務に係る入札制度の概要

令和3年4月1日

(令和8年1月1日一部改正)

宮崎県環境森林部自然環境課

1 概要	1
(1) 対象業務 (2) 発注方式 (3) 導入時期	
2 入札参加手続等	2
(1) 入札参加手続 (2) 電子入札利用開始申請の方法 (3) 電子入札利用開始申請・操作方法の問い合わせ窓口 (4) 電子入札システムの要領・基準等	
3 入札等の流れ	3
4 入札に関する留意事項等	3
(1) 指名業者の選定 (2) 最低制限価格の設定 (3) 指名競争入札通知書の通知 (4) 入札説明書等の閲覧等 (5) 入札説明書等に関する質問及び回答 (6) 入札 (7) 入札保証金 (8) 入札の辞退 (9) 開札 (10) 落札者の決定 (11) 再度の入札 (12) 入札の効力 (13) 入札及び契約に関する情報の公表	
5 契約に関する留意事項等	8
(1) 契約 (2) 契約保証金 (3) 管理技術者等	
6 その他	10
(1) 森林整備業務有資格業者名簿 (2) 競争入札参加資格審査事項等変更届	

1 概要

(1) 対象業務

県が発注する植栽、下刈り、除間伐等の森林施業及び作業道、歩道、防護柵の設置等

登録業務区分
① 地ごしらえ、植栽
② 下刈り、枝打ち、つる切り
③ 除間伐、本数調整伐
④ 附帯作業（作業道、歩道、防護柵、防風垣等の設置等）

対象事業
① 保安林整備事業
② 治山事業
③ 県営林事業
④ その他関連事業

(2) 発注方式

ア 予定価格 200万円以上

指名競争入札を導入する。

イ 予定価格 200万円未満

随意契約により実施することができる。

ただし、見積もり及び契約の相手方は、競争入札参加資格を有する者として知事の認定を受けている者（有資格業者）に拡大する。

(3) 導入時期

平成21年10月1日

2 入札参加手続等

(1) 入札参加手続

- 電子入札により行うものとする。

(2) 電子入札利用開始申請の方法

- 「公共事業情報サービス」の「利用開始申請の方法」を参照

【県庁HP掲載】公共事業情報サービス（利用開始申請の方法）

「県庁HPトップページ」 → 「電子入札」 → 「公共事業情報サービス」

- 申請書提出先

〒880-8501

宮崎市橘通東2丁目10番1号（防災庁舎9階）

宮崎県県土整備部技術企画課 入札・技術評価担当

TEL：0985-26-7179

(3) 電子入札利用開始申請・操作方法の問い合わせ窓口（ヘルプデスク）

TEL : 0985-35-7510

運用期間：9：00～17：00（土・日・祝祭日を除く）

(4) 電子入札システムの要領・基準等

- 電子入札システムによる入札に関しては、次の要領・基準等の内容に留意すること。

- 宮崎県建設工事等電子入札実施要領

- 宮崎県電子入札運用基準

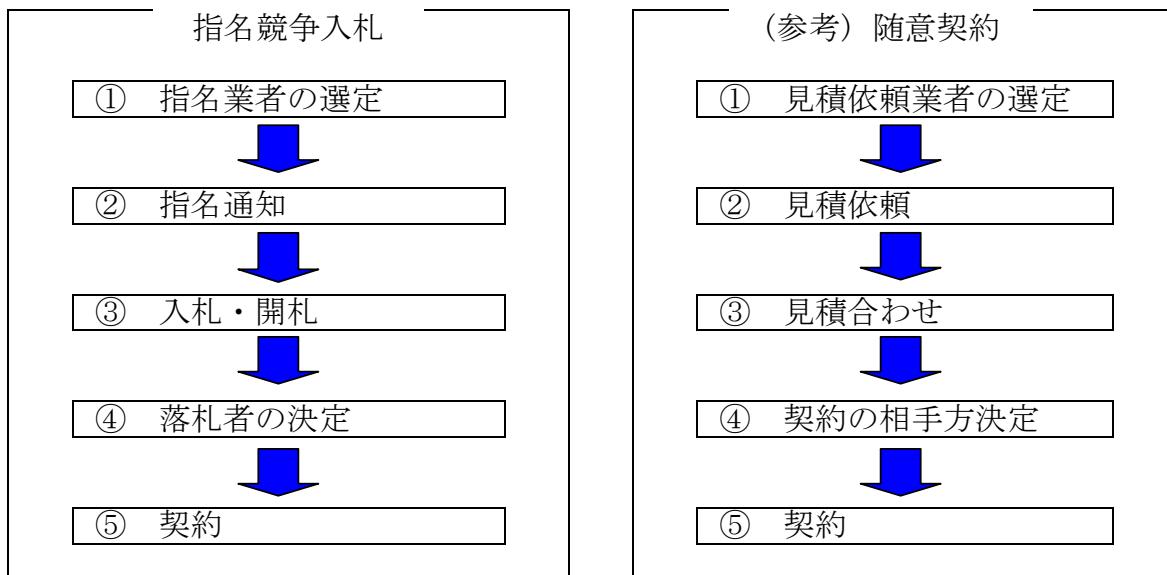
- 宮崎県建設工事等電子入札（見積合わせ）心得

※ 電子入札に係る各種様式等についても要領等を参照すること。

【県庁HP掲載】電子入札関係の要領・基準等

「公共事業情報サービス」 → 「諸規程」 → 「入札実施に関する諸規程」

3 入札等の流れ



4 入札に関する留意事項等

(1) 指名業者の選定

ア 指名基準

- ① 資格停止を受けていない者であること。
- ② 経営及び信用の状況について、契約の相手方として不適当であると認められる者でないこと。
- ③ 入札参加者の事務所が、発注する森林整備業務の適正な実施を確保する観点からみて適切な地域に所在すること。
- ④ 業務遂行についての技術的適性、手持ち業務の状況、過去の受注状況等を総合的に勘案し、発注する森林整備業務を適正に実施できる能力を有すると認められること。
- ⑤ その他不誠実な行為がないこと。

イ 指名業者数

予定価格が 200 万円以上 400 万円未満の場合	3 者以上
予定価格が 400 万円以上 2,000 万円未満の場合	6 者以上
予定価格が 2,000 万円以上	10 者以上

(2) 最低制限価格の設定

- 原則として、予定価格の概ね 8.5 %で最低制限価格を設けるものとする。
 - 最低制限価格を設定する場合においては、指名競争入札通知書にその旨を記載するものとする。
- ※ 最低制限価格は事後公表

(3) 指名競争入札通知書の通知（指名通知）

ア 通知日

指名通知は、開札日の前日から起算して 7 日前までに行うものとする。
ただし、緊急やむを得ない理由があるときは、その期間を短縮することができる。

イ 通知方法

電子入札システムで通知書を送信

ウ 通知書の内容

「指名競争入札通知書」様式を参照

(4) 入札説明書等の閲覧等

- 発注機関においては、次に掲げる書類（以下「入札説明書等」という。）を指名通知日から開札日まで閲覧に供する。
 - ① 指名競争入札通知書の内容
 - ② 仕様書
 - ③ その他業務の内容を把握するために必要と認められる設計書及び図面等の資料（以下「その他資料」という。）
- 入札説明書等は、原則として入札に参加しようとする者がダウンロードできる形式で宮崎県公共事業情報サービスに掲載するものとする。
ただし、掲載することが技術的な理由等により困難な場合は閲覧のみ。
- その他資料は、閲覧に供する期間は貸し出すことができる。

(5) 入札説明書等に関する質問及び回答

- 入札説明書等に関する質問は、指名通知日から開札日の前日から起算して 3 日前の日まで発注機関において電子メール又は書面で受け付ける。
- 質問に対する回答は、速やかに公共事業情報サービスにおいて掲載するとともに、発注機関において閲覧を行うものとする。

(6) 入札

ア 入札書提出方法等

(ア) 電子入札登録者（電子入札者）

- ・ 電子入札システムにより入札書を提出するものとする。

【宮崎県建設工事等電子入札実施要領】

（入札書）

第10条 財務規則第123条の2第1項に規定する指定のファイルは入札書（別記様式第5号）とし、入札参加者が電子入札システムにより発注機関のコンピュータに備えられた入札書に入札金額その他所定の情報を登録することにより、入札書が提出されたものとする。

- 2 入札書の提出期間は、第3条に規定する公告又は第4条に規定する通知により契約担当があらかじめ指定した期間（以下「提出期限」という。）とする。
- 3 入札書の提出時点は、第1項に規定する登録がなされた時点とする。
- 4 契約担当者は、第1項の規定による登録がなされたときは、電子入札システムにより受付確認通知書（別記様式第6号）を送付するとともに、入札書の提出期限後に電子入札システムにより受付締切通知書（別記様式第7号）を送付するものとする。
- 5 第3項の規定は、申請、届出その他の提出時点について準用する。

(イ) 電子入札（見積）の処理継続が不可となった者（紙入札者）

- ・ 速やかに発注機関に連絡して紙入札方式への移行手続きを行うものとする。
- ・ 指名通知に定める期間、場所において封書にした入札書を持参により提出を行うものとする。

【県庁HP掲載（1又は2）】紙入札用の入札書等様式

- 1 「公共事業情報サービス」→「様式のダウンロード」の「入札に関する様式はこちら」→「紙入札書、見積書、委任状」の「競争入札（業務委託）」
- 2 県庁HPの環境森林部自然環境課のページ（県庁HPトップページ→組織別で探す→自然環境課）→「県が発注する森林整備業務の契約に係る競争入札について」の「3 入札・契約関係」

イ 入札書に記載する金額

入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。

ウ 入札の参加に要する費用

入札の参加に要する費用は、入札参加者の負担とする。

(7) 入札保証金

- 入札保証金について、宮崎県財務規則第100条第2項第1号又は第2号に該当する場合は、納付を免除できる。

【宮崎県財務規則】

(入札保証金)

第100条 令第167条の7（令第167条の13及び令第167条の14において準用する場合を含む。）の規定による入札保証金の率は、入札金額の100分の5以上とする。

2 前項の入札保証金は、次の各号の一に該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 令第167条の5及び第167条の11に規定する資格を有する者による競争入札に付する場合において、当該入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(8) 入札の辞退

- 入札参加者は、入札を希望しない場合は、入札書を提出する前はいつでも入札を辞退することができる。
- 入札参加者は、入札を辞退する場合は、入札書の提出期間中に辞退届を提出すること。

【県庁HP掲載（1又は2）】紙入札用の辞退届

県庁HPの環境森林部自然環境課のページ → 「県が発注する森林整備業務の契約に係る競争入札について」の「3 入札・契約関係」

- 入札締切り予定時間を過ぎても入札書を提出していない場合は、当該入札参加者が入札を辞退したものとみなす。
- 入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札について不利益な取扱いを受けるものではない。

(9) 開札

- 電子入札者は、必ず開札予定時刻に電子入札システムを開いて開札状況を確認すること。
※ 直ちに再入札や不落選出が実施されることがあるので留意すること。
- 紙入札者は、入札室において開札に立会うものとする。

(10) 落札者の決定

- 開札の結果、予定価格の範囲内で、最低制限価格を設けた場合にあっては最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低価格で入札した者を、最低制限価格を設けない場合にあっては最低価格で入札した者を落札者とする。
- 最低価格で入札した者が 2 者以上いる場合においては、当該価格で入札した者によるくじで落札者を定める。
- 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額。以下同じ。）をもって落札金額とする。

(11) 再度の入札

- 初回の入札に係る開札の結果、落札者となるべき者がいなかったときは、初回の入札に参加した者による入札（以下「再度の入札」という。）を直ちに実施するものとする。
- 再度の入札の回数は、1 回とする。
- 再度の入札においても落札者となるべき者がいなかったときは、予定価格を超えた応札のうち最低入札価格と予定価格との差が僅少の範囲にあるときに限り、最低価格で入札した者と随意契約により、予定価格を超えない範囲で契約を締結することができる。

(12) 入札の効力

- 次のいずれかに該当する入札は無効とする。
 - (1) 宮崎県財務規則第 125 条に該当する入札
 - (2) 県の定める要綱、要領、指名競争入札通知書等の規定に違反した者のした入札
 - (3) 契約の日までに入札参加資格を満たさなくなった者のした入札

【宮崎県財務規則】

(入札の効力)

第 125 条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札加入資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした 2 以上の入札
- (3) 2 人以上の者から委任を受けた者が行なった入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札

(13) 入札及び契約に関する情報の公表

ア 指名通知後に公表する事項

- ・ 件名、場所、調達区分及び業種
- ・ 入札及び契約の方法
- ・ 指名通知日
- ・ 入札予定日
- ・ 予定工期

イ 契約の相手方決定後に公表する事項

- ・ 入札日
- ・ 結果
- ・ 予定価格（税込み）
- ・ 予定価格（入札書比較価格）
- ・ 最低制限価格（税込み）
- ・ 最低制限価格（入札書比較価格）
- ・ 落札金額
- ・ 落札者
- ・ 入札者の商号又は名称及び代表者氏名並びに入札高

※ 上記のとおり、入札参加者、予定価格及び最低制限価格は事後公表

ウ 公表の方法及び期間

- ・ 宮崎県公共事業情報サービスにおいて公表するとともに、発注機関において所定の様式により閲覧に供するものとする。
- ・ 公表の期間は、指名通知をした日の属する年度の翌年度の3月31日までとする。

5 契約に関する留意事項等

(1) 契約

- 落札者は、落札決定の日から起算して7日以内に契約を結ばなければならぬ。ただし、契約担当者が特に指示したときは、この限りでない。
- 森林整備業務委託に係る契約書については、原則として県HPに掲載のとおり。

【県HP掲載】森林整備業務委託に係る契約書

環境森林部自然環境課のページ → 「県が発注する森林整備業務の契約に係る競争入札について」の「3 入札・契約関係」

(2) 契約保証金

- 契約保証金については、納付すること。
- 契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上とする。
- 契約保証金の納付に係る取扱については、「工事請負契約等に係る契約の保証に関する取扱要領」（平成20年4月1日総務部財政課・県土整備部管理課定め。）を準用する。

【県HP掲載】工事請負契約等に係る契約の保証に関する取扱要領

「公共事業情報サービス」→「様式のダウンロード」の「契約に関する様式はこちら」→「建設工事契約関係例規」の「関係通知」

- 契約保証金の納付に代わる契約の保証については、契約書（第4条）において定める。
- 宮崎県財務規則第101条第2項第3号（受注実績により免除できるとする規定）に該当するものとしての契約保証金の免除は行わない。

【宮崎県財務規則】

（契約保証金）

第101条の2

2 前項の契約保証金は、次の各号の一に該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

（3）令第167条の5及び第167条の11に規定する資格を有する者と契約を締結する場合又はこれら以外の者と随意契約を締結する場合において、その者が過去2箇年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約（工事請負契約等でその工期等が2箇年を超えるものにあっては、完成期日が過去2箇年の間にあるもの）を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

（1）、（2）、（4）～（8）（略）

(3) 管理技術者等

- 契約書に定める管理技術者等は、県が発注する森林整備業務の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（以下「資格等要綱」という。）第3条第2項第2号に規定する専門技術（以下「専門技術者」という。）又は専門技術者に準じる能力を有する者とする。
- 管理技術者等の能力の確認については、管理技術者等選任通知書に履歴書（業務経験等の分かる書類）を添付させることにより行う。（社会保険等の加入確認までは行わない。）

ただし、資格等要綱様式第5号「森林整備業務技術者等一覧表」に記入されている専門技術者については、履歴書の添付を省略することができるものとする。

- 管理技術者等は必ずしも常駐であることを要しないものとする。
なお、常駐の管理技術者等が必要な事業については、その旨を仕様書において定める。
- 現場に常駐する者（現場主任）が必要な場合については、その旨を仕様書において定める。

6 その他

（1）森林整備業務有資格業者名簿

- 県庁HPに掲載（追加認定に伴い随時、更新）

【県HP掲載】森林整備業務有資格業者名簿

環境森林部自然環境課のページ → 「県が発注する森林整備業務の契約に係る競争入札について」の「3 入札・契約関係」

（2）競争入札参加資格審査事項等変更届

- 有資格業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに競争入札参加資格審査事項等変更届（資格等要綱様式第10号）により届け出ること。
 - (1) 業務の一部若しくは全部を廃止し、休止し、又は変更したとき。
 - (2) 主たる事務所の所在地、商号若しくは名称又は氏名（法人にあっては代表者の氏名、個人にあってはその者の氏名）に変更があったとき。
 - (3) 県内に従たる事務所を設置し、県内の従たる事務所を廃止し、又は県内の従たる事務所の所在地を変更したとき。
 - (4) 専門技術者数又は現場作業職員数を変更したとき。
 - (5) 委任状の記載事項を変更したとき。
- 特に競争入札参加資格の要件を満たさなくなった場合は、認定取消となるため、直ちに届出を行うこと。

【県HP掲載】競争入札参加資格審査事項等変更届

環境森林部自然環境課のページ → 「県が発注する森林整備業務の契約に係る競争入札について」の「2 競争入札参加資格の認定申請方法等」の「(4) 要綱・要領等」